税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として農林水産大臣が定めるところにより算出した額を控除した額」を加え、同項第一号中「金額を控除した額」を「金額」に改める。

第十五条第三号中「ホまで」を「へまで」に改め、同号ニ中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削り、同号ホ中「ニ」を「ホ」に改め、「準ずるもの」の下に「に対応する額」を加え、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　信用スプレッドリスク（金融商品取引法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引（同号イに係るものに限る。）又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。）に対応する額として農林水産大臣が定めるところにより計算した額

第七十四条中「、次に掲げる基準その他農林水産大臣が定める基準により」を削り、「について」の下に「、次に掲げる基準その他農林水産大臣が定める基準により」を加え、同条に次の一号を加える。

三　共済金等の支払能力の充実の状況について、法第十五条の三並びに第十四条及び第十五条の規定に照らして適正であること。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（共済計理人の確認事項）

第七十五条の二　法第十五条の十八第一項第三号（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める事項は、共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当であるかどうかとする。

第七十六条第一項第三号中「前条」を「第七十五条」に改め、同項第六号中「前三号」を「第三号から前号まで」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　前条の規定による確認に関する事項

第百十条第三項第一号リ(1)及び(2)以外の部分を次のように改める。

次に掲げる繰延税金資産

第百五十四条第七号イ中「第二百二十四条第一項第二十二号」を「第二百二十四条第一項第二十三号」に改める。

第二百七条第一項第四号中「同表中欄」を「同表の中欄」に改め、同項第六号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に、「以下」を「(2)において」に、「以下同じ」を「次条第三号ロ(1)において同じ」に改め、同号ロ(2)中「をいう」の下に「。次条第三号ロ(2)において同じ」を加え、同号ロ(3)中「をいう」の下に「。次条第三号ロ(3)において同じ」を加え、同号ロ(4)中「をいう」の下に「。次条第三号ロ(4)において同じ」を加え、同号ハ(1)及び(2)中「経営破綻」を「経営破綻」に改め、同号ハ(3)中「債権を除く。）をいう」の下に「。以下この(3)において同じ」を加え、同号ニ中「細目」の下に「として別表第六に掲げる額」を加える。

第二百八条第三号ロ(1)中「破綻先債権」を「破綻先債権」に改め、同号ロ(2)から(4)までを次のように改める。

(2)　延滞債権に該当する貸付金

(3)　三カ月以上延滞債権に該当する貸付金

(4)　貸付条件緩和債権に該当する貸付金

第二百十七条中「別表第六」を「別表第七」に、「以下」を「同条及び同表において」に改める。

第二百十八条第一項中「別表第六」を「別表第七」に改め、同条第二項中「別表第六第三区分の項」を「別表第七第三区分の項」に改め、同条第三項中「別表第六非対象区分の項」を「別表第七非対象区分の項」に改める。

第二百二十四条第一項第二十号中「以下」を「第四項において」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第十九号を第二十一号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九　共済事業実施組合（共同事業組合を除く。以下この号及び次号において同じ。）が劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であって、共済事業実施組合の共済金等の支払能力の充実に資するものとして農林水産大臣が定める金銭の消費貸借をいう。同号において同じ。）による借入れをしようとする場合

二十　共済事業実施組合が劣後特約付金銭消費貸借について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

第二百二十四条第三項中「第一項第十九号」を「第一項第二十一号」に改め、同条第四項中「第一項第二十号」を「第一項第二十二号」に改め、同条第五項中「第一項第二十号」を「前項」に改める。

別表第三第六十二条第一項第一号に掲げる資産の項中「千分の百」を「千分の二百」に改め、同表第六十二条第一項第二号に掲げる資産の項中「千分の十」を「千分の二十」に改め、同表第六十二条第一項第三号に掲げる資産の項中「千分の二十」を「千分の三十」に改め、同表第六十二条第一項第五号に掲げる資産の項中「千分の六十」を「千分の百」に改め、同表第六十二条第一項第六号に掲げる資産の項中「千分の七十」を「千分の百十」に改め、同表第六十二条第一項第七号に掲げる資産の項中「千分の百十」を「千分の百」に改める。

別表第六を別表第七とし、別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六（第二百七条第一項第六号ニ関係）

項目	記載事項
法第百条の八第一項において準用する法第十五条の三第一号に係る細目	一　第十四条第一項第一号に掲げる額 二　第十四条第一項第二号に掲げる額 三　第十四条第一項第三号に掲げる額 四　第十四条第一項第四号に掲げる額 五　第十四条第一項第五号に掲げる額 六　第十四条第一項第六号に掲げる額 七　第十四条第一項第七号に掲げる額 八　法第百条の八第一項において準用する法第十五条の三第一号に掲げる額のうち、前各号に掲げる額以外の額の合計額
法第百条の八第一項において準用する法第十五条の三第二号に係る細目	一　第十五条第一号に掲げる額 二　第十五条第二号に掲げる額 三　第十五条第三号に掲げる額 四　第十五条第四号に掲げる額

附　則

この省令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。